

○ 本工事に係る諸経費の考え方について

(1) 共通仮設費

令和4年度高知県土木部「土木工事標準積算基準書」に定める基準により算定している。(工種区分：道路改良工事)

(2) 現場管理費、一般管理費

「廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金取扱要領」別表第1算定基準に基づき、下記（ア）、（イ）のとおり算定している。

(ア) 現場管理費

純工事費（直接工事費と共通仮設費の合計額）から特殊製品^{※1}費（別紙「公表単価一覧表」参照）の2分の1に相当する額を減額した額に次の各号に定める率を乗じて得た額^{※2}

① 純工事費が1,000万円以下の場合	12.5%
② 純工事費が1,000万円を超え2,000万円以下の場合	10.5%
③ 純工事費が2,000万円を超え5,000万円以下の場合	9.0%
④ 純工事費が5,000万円を超え7,000万円以下の場合	8.0%
⑤ 純工事費が7,000万円を超える場合	7.5%

(イ) 一般管理費等

直接工事費と間接工事費（共通仮設費と現場管理費の合計額）の合計額（以下「工事原価」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額^{※3}

① 工事原価が500万円以下の場合	14.0%
② 工事原価が500万円を超え1,000万円以下の場合	13.5%
③ 工事原価が1,000万円を超え4,000万円以下の場合	13.0%
④ 工事原価が4,000万円を超え10,000万円以下の場合	12.5%
⑤ 工事原価が10,000万円を超え20,000万円以下の場合	12.0%
⑥ 工事原価が20,000万円を超える場合	11.5%

※1 本工事においては、下記の製品等を「特殊製品」としている。

- ・「見積参考資料」の摘要欄において、「現一外」の表記のある製品等
- ・「設計数量総括表」の摘要欄において、「特殊製品」の表記のある製品等

※2 現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

※3 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費で行うものとし、（イ）で算出された一般管理費の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。